



かみかわの歴史・発見！

第19回 国境はこれで決まった！！「^{げんろく}元禄十五年国境論争^{さいきよえず}裁許絵図」

問合せ 生涯学習課 文化財担当 ☎0274-52-2586 FAX0274-52-2586

神流川は古くから、洪水のたびに流れを変える暴れ川として知られていました。流路が^{むさしのくに}武蔵国と^{こうずけのくに}上野国の国境であったことから、両国の村々の間に国境争いが起きていました。

このような国境論争は、全国のいたるところで起きていました。江戸幕府は、^{げんろく}元禄年間(1688～1704)に^{くにえず}国絵図を^{へんさん}編纂するため、国境を確定させることを重視しました。

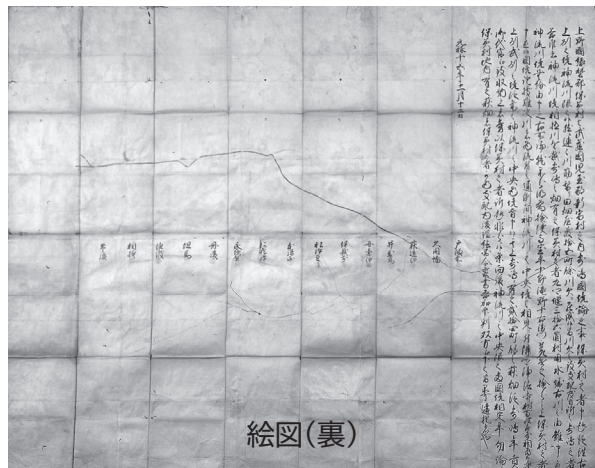
今回紹介する元禄十五年国境論争裁許絵図は、数多くあった国境論争を江戸幕府の^{ひょうじょうしょ}評定所が裁定を下したものの1つです。内容は、神流川左岸の上野国保美村(現在の群馬県藤岡市)と武蔵国新宿村寄島(大字新宿字寄島)の間に起きた論争で、裏書によると神流川の中央を国境とする寄島側の主張が認められました。

この絵図は、江戸時代における国境論争の実態を示すものと同時に、当時の神川を知ることができる貴重な資料であることから平成14年に神川町指定文化財になりました。

今回紹介した保美村と寄島のように、周辺の武蔵国元阿保村と上野国肥土村などの国境論争も元禄15(1702)年に評定所が裁定を下したことがわかっています。



絵図(表)



絵図(裏)

農地の適正管理をお願いします

問合せ 農業委員会事務局 ☎0495-77-0703 FAX0495-77-3915

所有者の
皆様へ

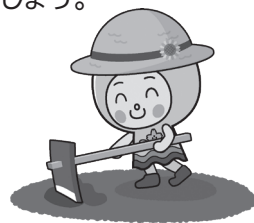
神川町耕作放棄地対策協議会では、遊休農地を解消して営農を再開する場合の解消費用の一部補助や、草刈り機の貸し出し(有料)を行っております。

また、ご自身での管理が困難な場合は、農地の保全、遊休農地の解消を図るとともに、農用地の利用集積、集約化など効率的な利用を進めるための方策として、期間を定めて貸借を行う利用権設定の制度もありますので、ぜひご活用ください。

自分の農地は責任を持って管理し、他人の迷惑にならないようにしましょう。

【草刈り機の貸し出しについて】

- 車種…乗用モア、ハンマーナイフモア(手押し)
- 料金…1日8,000円、半日4,000円



町民の
皆様へ

ゴミのポイ捨てや、ゴルフボールの打ち込み等の迷惑行為による苦情が増加しております。トラクター等の機械の故障にも繋がりますので、危険行為はやめましょう。

スズメバチ駆除費の一部を補助します

問合せ 防災環境課 環境担当 ☎0495-77-2124 FAX0495-77-3915

町では、一般住宅にできたスズメバチの巣の駆除を業者に依頼した場合、駆除費の一部を補助しています。

【補助対象】 一般住宅にできたスズメバチの巣(アパートやマンション等にできたものを除く)の駆除

【補助金額】 駆除費用の2分の1(上限1万円)

【必要書類】 ①申請書(町指定の様式) ②駆除に要した費用の領収書 ③写真(駆除前と駆除後)

上記のほかに、通帳(振込先口座)及び印鑑をお持ちください。

【駆除業者について】 町内外を問わず、駆除業者であれば補助対象となります。

【その他】 ●申請の期限は、領収書の日付から30日以内になります。

●町職員による駆除は行っておりません。

●個人で駆除できる場合には、蜂用防護服及び薬剤噴霧器を無料で貸し出しております。

この場合には、補助の対象にはなりません。なお、貸し出しには事前予約が必要になります。

また、殺虫剤については、各自で準備をお願いします。

ごみはルールを守って正しく出しましょう

問合せ 防災環境課 環境担当 ☎0495-77-2124 FAX0495-77-3915

町にはごみ収集所に出された違反ごみに関する相談が多く寄せられています。

収集所は地域の方の協力で管理されています。ごみを出す一人ひとりが、収集所を管理する方の気持ちになり、ルールを守って出してください。



袋に入りきっていない違反ごみ

※違反ごみは収集できません

【ごみ出しのルール】

○決められた日時、収集所、品目を守る

収集日の朝、午前8時までにに出してください。

○可燃ごみ(ダンボール含む)、不燃ごみは必ず

児玉郡市共通認定袋へ入れて出す

ダンボールは、収集所に直接出しても回収されません。各地域のリサイクル団体の資源回収に出していただくか、収集所に出す場合は、児玉郡市共通認定袋(燃えるごみ用)に入れて出してください。

○認定袋に入らないごみ＝粗大ごみ

粗大ごみは収集所に出せません。

※正しいごみの出し方については、「家庭から出るごみの出し方」(防災環境課窓口・ホームページでも入手可能)をご覧ください。



町ホームページ

神川町 ごみ



ふるさと納税返礼品の協力事業者を募集します～イチオシ商品求む！～

問合せ 総合政策課 財政管理担当 ☎0495-77-0701 FAX0495-77-3915

本町の魅力や特産品のPRなどを目的とする「ふるさと納税」の返礼品として商品やサービスを提供いただける協力事業者を募集します。詳細は町ホームページをご覧ください。

提供のメリット

●町のホームページやふるさと納税ポータルサイト等での商品や企業名などの掲載

●返礼品発送時のパンフレット同封

主な要件

●協力事業者→町内に事業所があり、町税等の滞納がない者

●返礼品→原則、町内で生産、製造、加工、販売、体験等のサービスがされるもの

募集期間

7月17日(金)まで(返礼品の提供は8月中旬から予定)、その後は随時受付

応募方法

登録申込書に必要な書類を添えて郵送にて提出。内容を審査し、後日、採用の可否を連絡します。



町ホームページ

神川町 ふるさと納税

